

## 日南町ケーブルテレビCM放映実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、日南町が制作し、ケーブルテレビを使い放映している日南町ケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）の放映枠中に、CM（テレビに放映される広告宣伝をいう。以下同じ。）を放映することについて必要な事項を定めるものとする。

### (CMの範囲)

第2条 ケーブルテレビの放映枠中に放映するCMは、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動、宗教的活動に関するもの
- (3) 個人・団体の意見広告、名刺広告
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (8) 消費者金融に関するもの又はこれに類するもの
- (9) その他広告として適当でないと町長が認めるもの

### (CMの具体的な放映基準)

第3条 CMの具体的な放映基準は、日本民間放送連盟が定める日本民間放送連盟放送基準（2004年4月1日施行）第13章から第17章に定められた基準を準用するものとする。

### (CMの形態及び規格)

第4条 CMは、3画面以内、かつ30秒以内の文字放送CM又は30秒以内の動画放送CMとする。

2 CMに使う音楽は、著作権の使用許諾等の手続きを省略することができる音楽に限るものとする。

### (CMの放映期間等)

第5条 CMの放映期間は以下のとおりとする。

- (1) CMの放映期間は最長7日間とする。
  - (2) 同一申請者による同一目的のCMは一月に一度の申請しか行えないこととする。
  - (3) 前回のCM放送終了後7日を経過しなければ、再度申請を行うことはできない。
- 2 町の施策を重点的に周知する必要がある場合や時期に合わせて特別な番組を放映する必要がある場合あるいはCMの放映期間が過度に長期間となる場合など、放映枠中にCMを入れることが適当でない場合には、前項の規定にかかわらずCMを放映しないことができる。

### (CMの放映申し込み及び決定)

第6条 CMの放映を希望する者は、日南町ケーブルテレビCM放映申込書（以下「申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、申込書の提出があったときは、内容協議等を行ったうえで、その諾否を決定し、当該申し込みをした者に通知するものとする。

(CM放映料)

第7条 CMの放映について承認を受けた者は、放映が決定したケーブルテレビの放映期間開始日の1週間前までに、別に定めるところによりCM放映料を町に支払わなければならない。

- 2 CM放映料は、別表のとおりとする。
- 3 次の各号に該当する場合は、CM放映料を減免することができる。
  - (1) 町が共催する事業を行う場合
  - (2) 町内の事業所、団体等が地域経済の発展又は公共の福祉の向上に寄与するもの  
(但し恒常的なイベント・催し等は除く)
  - (3) その他町長が特に必要と認める場合

(CM制作)

第8条 CMの制作を自ら行わない場合は、町の指定する委託業者に依頼するものとする。

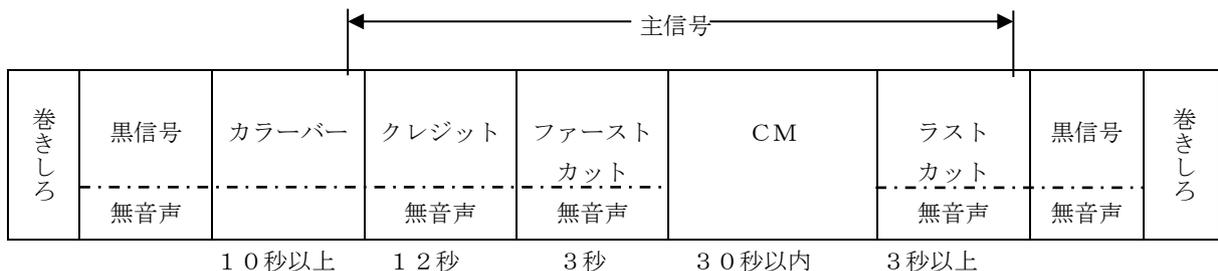
- 2 CMの制作を自ら行う場合は、制作料は無料とするが第9条のCM搬入基準に則したものを制作することとする。
- 3 第1項の規定によりCMの制作を依頼する場合の制作料は、制作の依頼時に申請者と制作者の間で内容協議の上、決定する。

(CM搬入基準)

第9条 CMの搬入基準は以下のとおりとする。

- (1) CMの搬入はDVテープ又はQuickTime形式とする。
- (2) 使用BGMは著作権フリー素材か、著作権をクリアした素材とする。
- (3) カラーバーは10秒以上とする。
- (4) 映像トラックにはCM開始の15秒前から3秒前までクレジットを記録し、引き続いて3秒前から開始点までファーストカットを記録する。
- (5) 音声トラックはCM開始の15秒前から3秒前までを原則無音声とし、3秒前から開始点までは無音声とする。
- (6) ラストカットは3秒以上とする。

テープ走行方向 ←



(CM放映の取り消し)

第10条 町長は、次の場合には、CMの放映を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までにCM放映料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までにCMとして文字情報又は放映する映像を提出しなかった場合
- (3) 町長が広告主又はCMの内容が不相当であると認めた場合

別表 放映料金

放送区分	申請者	所在地※1	放送料金（1日※3あたり）	備考
			単価	
文字放送 タイトルを含め 3画面以内、かつ 30秒以内	非営利※2	町内	無 料	最長7日間まで
		町外	無 料	
	営 利※2	町内	無 料	
		町外	1,000 円	
動画放送 1回30秒以内	非営利	町内	無 料	
		町外	無 料	
	営 利	町内	無 料	
		町外	1,500 円	

※1…事業所が日南町内にある場合。

※2…営利とは公益性・共益性を有さない目的を指す。例えば食品の販売等を目的とする個人・団体等。

※3…第5条第2項に定める理由により、実質的な放映時間が1日に満たない場合も1日になる。